

令和6年5月1日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、
葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、大阪府より通知がありましたので情報提供いたします。

同通知は、厚生労働省作成の標記ガイドラインを本年5月10日付で廃止する旨、知らせるものです。

本件は、COVID-19が令和5年5月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年4月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることを鑑みた対応とのことです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●大阪府ホームページ

(検索エンジンで、「大阪府 令和6年度感染症法関係通知」でもアプローチ可です)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa6nent.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)